

厚真町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年9月

厚真町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事項は相次いで発生しています。全国各地域において、関係機関が連携・協力して通学路の定期的な合同点検を行うなど、交通安全対策の実施とその改善を図っています。

本町においても、より一層の通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「厚真町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

本プログラムの具現化と関係機関との連携を図るため、次の関係機関・団体をメンバーとする「厚真町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

○交通安全対策関係

- ・北海道札幌方面苫小牧警察署
- ・厚真町総務課

○道路管理者関係

- ・国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
- ・北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
- ・厚真町建設課

○教育関係

- ・厚真町教育委員会
- ・厚真町校長会
- ・厚真町教頭会
- ・厚真町PTA連合会

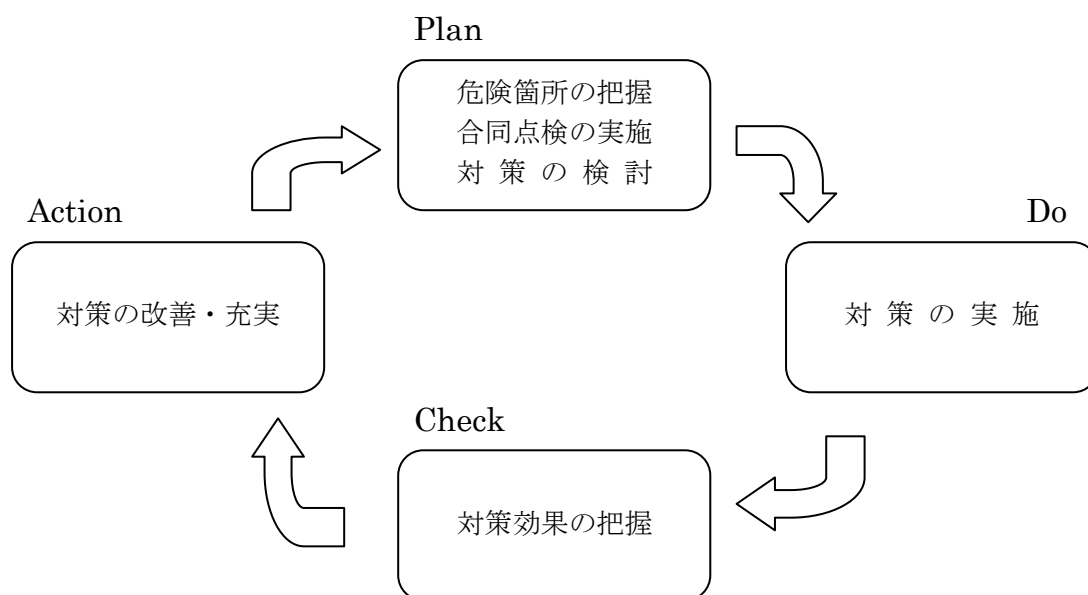
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

推進会議は、通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施し、必要な安全対策を講じるとともにその効果を把握し、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

- ①各小中学校は、通学路の点検を実施し危険箇所を確認します。
- ②各小中学校は、点検し確認した危険箇所を推進会議に報告します。
- ③推進会議は、各小中学校から報告された危険箇所について合同点検を行います。

合同点検は、推進会議において重点箇所（課題）を設定し、効率的、効果的に実施します。

○合同点検を行う箇所

- ・各小中学校から報告された危険箇所
- ・地域の要望等を踏まえて道路管理者等が必要と判断する箇所

○合同点検の実施時期と回数

- ・実施時期は、原則年度当初とする。（各小中学校からの報告後）
- ・実施回数は、年1回とする。ただし、道路新設など周辺環境が変化した場合や積雪などにより交通状況が変わる場合は、必要に応じて実施します。

○合同点検の参加者

- ・推進会議の関係者とするが、状況に応じて地域住民等の参加を要請します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果、対策が必要な危険箇所の具体的な改善策を検討し、改善メニューを策定します。

- ①ハード面の対策（歩道整備、防護柵、信号機、標識等の設置など）
- ②ソフト面の対策（交通安全教育の実施など）

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果を確認するため、児童生徒や保護者へアンケート調査などで意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小中学校ごとの「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。